

組織の改廃等による分限予定者を対象とした再就職支援業務運営要領

平成 20 年 12 月 31 日
内閣府官民人材交流センター長決定
平成 26 年 6 月 24 日 一部改正
平成 27 年 10 月 1 日 一部改正
平成 30 年 12 月 12 日 一部改正

「官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針」（平成 26 年 6 月 24 日内閣総理大臣決定）1（3）に規定する業務の実施については、以下に定めるところによるものとする。

1. 目的

内閣府官民人材交流センター（以下「センター」という。）は、「官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針」に基づき、職員及び一般定年等隊員（以下「隊員」という。）に対して、中立・公正・透明に、かつその能力・適性を踏まえ、職員の離職に際しての離職後の就職の援助（国家公務員法第 106 条の 2 第 2 項第 3 号の規定に基づき同条第 1 項に規定されている行為を行う場合におけるものをいい、以下「再就職支援」という。）を行う。また、支援対象者が隊員である場合は、本運営要領（この項を除く。）中「各府省」とあるのは「防衛省」と、「職員」とあるのは「隊員」と読み替えるものとする。

2. 再就職支援対象職員

センターは、組織の改廃等による分限予定者を対象として再就職支援を行う。

3. 再就職支援の実施

（1）再就職支援の種類

- A 分限予定者が実際に分限免職された後にセンターが再就職支援を行う。
- B 分限予定者が実際に分限免職される前にセンターが再就職支援活動を開始し、実際に分限免職される際に再就職先の提示を行う。

（2）再就職支援の手順

① 再就職支援開始依頼の受付

各府省人事当局又は職員本人からの再就職支援の依頼を受け、センターは、当該依頼に係る職員（以下「支援対象職員」という。）の再就職支援を担当する主任調整官及び調整官を選任する。その際、センターは、支援対象職員の出身府省と同じ出身府省の主任調整官及び調整官を選任してはならない。

② 支援対象職員及び各府省人事当局へのヒアリング

担当調整官は、支援対象職員に対し、能力・適性等についてヒアリングを行うと

ともに、当該職員の希望を踏まえ、再就職に向けたカウンセリングを実施する。

担当調整官は、各府省人事当局に対し、支援対象職員の能力・適性等についてヒアリングを行う。

③ 再就職支援方針の策定及び再就職先候補法人の選定

担当調整官は、②のヒアリングを踏まえ、支援対象職員の能力・適性に基づき、再就職支援の方針を策定するとともに、具体的な再就職先候補の法人を選定する。

④ 利害関係等の基準適合確認

担当調整官は、各府省人事当局に対し、支援対象職員の再就職先候補法人の名称等を連絡し、当該法人について当該職員との利害関係等の調査及び必要な資料の提出を依頼する。

担当調整官は、各府省人事当局の利害関係等の調査結果及び提出された資料を踏まえ、利害関係等の基準適合について確認する。

⑤ 支援対象職員への提示

担当調整官は、支援対象職員に対し、利害関係等の基準に適合した再就職先候補法人の提示を行う。併せて、担当調整官は、当該職員本人に対し、当該法人との利害関係等の基準適合についての確認を行う。

⑥ 再就職先候補法人への提示

担当調整官は、支援対象職員から再就職先候補法人の採用面接等の手続を進めることについての応諾を得た場合は、当該法人に対し、当該職員の情報を提示する。

⑦ 面接指導等の実施

担当調整官は、再就職先候補法人から支援対象職員の採用面接等の手続を進めることについての応諾を得た場合は、当該職員の希望を踏まえ、再就職に向けたカウンセリング、面接指導等の支援を行う。

⑧ 再就職支援の終了

センターは、支援対象職員の再就職先候補法人への採用決定、当該職員又は各府省人事当局のセンターへの支援終了の申し出等を受けて、支援を終了する。

(3) 民間のノウハウの活用

センターは、可能な限り民間委託を行い、民間のノウハウを活用した再就職支援を実施する。

4. 退職後の措置等

センターは、再就職支援を受けた者には、その再就職先を退職する際には、センターにその旨を通知することを要請する。

センターは、再就職先の仕事に適性がなく試用期間中（1年以内に限る。）にやむなく退職せざるを得ないような場合や、再就職後1年以内に再就職先の倒産・業務縮小等により再就職先を退職せざるを得ない場合に限り、1回目の再就職を補完するものとして支援を行う。

5. 再就職支援結果の公表

センターは、再就職支援を受けて再就職した結果について、公表する。

6. 官民人材交流副センター長への委任

本運営要領に定めるもののほか、センターの再就職支援業務を実施するため必要な事項は、官民人材交流副センター長が定める。